

# エコアクション 【プラン】

令和3年度～令和7年度 温室効果ガス等削減計画



令和3年6月

千歳市

# 目 次

第1章 基本事項	
1 策定の背景	1
2 位置付け	1
3 取組期間	1
4 対象施設等	1
5 千歳市役所環境マネジメントシステム「エコアクション」の動向	2
第2章 温室効果ガス排出量削減の状況と目標	
1 対象とする温室効果ガス	3
2 温室効果ガス排出量の算定方法	3
3 平成28年度～令和2年度の削減状況	4
4 令和3年度～令和7年度の削減目標	7
第3章 エネルギー消費量削減の状況と目標	
1 対象とするエネルギー	8
2 エネルギー消費量及びエネルギー消費原単位の算定方法	8
3 平成28年度～令和2年度の削減状況	8
4 令和3年度～令和7年度の削減目標	11
第4章 目標達成に向けた取組	
1 行動による取組	12
2 設備の運用管理による取組	12
3 公共建築物の整備による取組	12
4 その他関連する取組	12
第5章 管理標準	
1 管理標準の作成	13
2 管理標準の実行	13
3 管理標準の見直し	13
第6章 組織体制と進行管理	
1 組織体制	14
2 進行管理	14
3 推進状況の公表	14
別 表	15

## 第1章 基本事項

### 1 策定の背景

近年においては、今まで想定していなかったような強い台風の上陸や大雨が増加しており、このような気候変動は温室効果ガスの排出増加による地球温暖化が原因と考えられ、世界規模で発生しています。

こうした中、平成 27 年 12 月に開催された COP21（気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）で気候変動抑制に関する「パリ協定」が採択され、これを受け、日本は温室効果ガス排出量を令和 12 年度までに平成 25 年度比で 26%削減という目標を掲げ、さらにその目標を 46%に引き上げたほか、令和 32 年のカーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）を目指しています。

世界規模で地球温暖化防止に向けた動きが加速する中、千歳市においても喫緊の課題である地球温暖化対策の意識を醸成し、低炭素社会の実現を目指すため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）に基づき、平成 15 年に「千歳市地球温暖化防止実行計画」を策定し、取組を進めてきました。

また、平成 24 年 1 月からは、温対法に加えて、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）に基づき、市の事務事業における温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の削減目標を設定した、「千歳市役所エコアクションプラン」を策定し、取組を推進してきており、次期取組期間においても、引き続き、温室効果ガス排出量の削減とエネルギー消費量の削減に向けた取組を推進します。

### 2 位置付け

次の法律等に基づく計画及び方針に位置付けます。

- ・温対法に基づく「実行計画（事務事業編）」
- ・省エネ法に基づく「エネルギーの使用の合理化に関する取組方針」
- ・第 3 次千歳市環境基本計画に基づく「地球温暖化防止」の取組

### 3 取組期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

### 4 対象施設等

住居用施設を除く、市が管理する施設及び設備等を対象とします。

なお、指定管理者により管理を行っている施設や管理を委託している施設も対象とします。

## 5 千歳市役所環境マネジメントシステム「エコアクション」の動向

年 月	事 項
平成10年 6月	千歳市環境基本条例制定
平成13年 3月	千歳市環境基本計画策定
平成13年 9月	環境マネジメントシステム運用開始
平成14年 2月	ISO14001認証取得
平成15年 6月	千歳市地球温暖化防止実行計画策定
平成15年12月	千歳市地球温暖化防止実行計画改定
平成18年 2月	ISO14001自己適合宣言に移行
平成22年 9月	省エネ法の特定事業者への指定
平成23年 3月	千歳市環境基本計画第2次計画策定
平成24年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千歳市役所エコアクションプラン策定 (位置付け: 温対法に基づく地球温暖化実行計画、省エネ法に基づくエネルギーの使用の合理化に関する取組方針)</li> <li>・千歳市役所環境マネジメントシステム「エコアクション」構築 (環境に配慮した取組を進めるための市独自の仕組み~ハンドブック作成)</li> </ul>
平成24年 4月	千歳市役所環境マネジメントシステム「エコアクション」運用開始
平成28年 1月	千歳市役所エコアクションプラン更新
令和 3年 3月	第3次千歳市環境基本計画策定
令和 3年 6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千歳市役所エコアクションプラン更新(エコアクションプランに名称変更)</li> <li>・千歳市役所環境マネジメントシステム「エコアクション」更新</li> </ul>

## 第2章 温室効果ガス排出量削減の状況と目標

### 1 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの対象は、温対法に定められている7種類の物質の内、国に報告している二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の4種類とします。

表1 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	種別
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設のエネルギー消費</li><li>・廃棄物の焼却</li><li>・道路関連施設のエネルギー消費</li><li>・自動車の使用</li></ul>
メタン (CH <sub>4</sub> )	<ul style="list-style-type: none"><li>・家畜の飼養</li><li>・廃棄物の埋立</li><li>・自動車の使用</li><li>・下水の処理</li></ul>
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	<ul style="list-style-type: none"><li>・麻酔剤の使用</li><li>・家畜の飼養</li><li>・廃棄物の焼却</li><li>・自動車の使用</li><li>・下水の処理</li></ul>
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	<ul style="list-style-type: none"><li>・自動車の使用</li><li>・冷蔵庫の廃棄等</li></ul>

### 2 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の単位は、二酸化炭素換算トン(t-CO<sub>2</sub>)とし、CO<sub>2</sub>排出係数は、各年度の値を使用します。

---

CO<sub>2</sub>排出係数：電気の供給やガソリンなどの燃料に係る温室効果ガス排出量を算定する際に使用する値のこと。

### 3 平成 28 年度～令和 2 年度の削減状況

#### (1) 温室効果ガス排出量削減計画

前取組期間では、基準年度(平成 22 年度)の温室効果ガス排出量 39,832t-CO<sub>2</sub>を、令和 2 年度までに 5.1%削減し、排出量を 37,812t-CO<sub>2</sub>とする計画としています。

表 2 温室効果ガスの排出量削減計画

(単位:t-CO<sub>2</sub>)

種別	基準年度 (H22 年度) 排出量	目標年度(令和 2 年度)	
		排出量	削減率
施設のエネルギー消費	21,667	21,038	-
廃棄物の焼却	12,864	11,473	-
道路関連施設のエネルギー消費	2,066	2,066	-
下水の処理	1,275	1,275	-
家畜の飼養	872	872	-
廃棄物の埋立	682	682	-
自動車の使用	294	294	-
麻酔剤の使用	112	112	-
冷蔵庫の廃棄等	0	0	-
市の事務・事業全体	<b>39,832</b>	<b>37,812</b>	<b>5.1%</b>

令和 2 年度の排出量は、平成 22 年度 CO<sub>2</sub> 排出係数を使用

#### (2) 温室効果ガス排出量の削減実績及び評価

市の事務事業全体の温室効果ガス排出量については、「令和 2 年度までに平成 22 年度比 5.1%の削減」を目標としていますが、令和 2 年度の排出量実績は、39,470 t-CO<sub>2</sub> となり、平成 22 年度比で 0.9%の削減となっています。

この要因としては、市が排出する温室効果ガスについて、「施設のエネルギー消費」、「廃棄物の焼却」からの発生が主なものとなっており、基準年度である平成 22 年度と比較して、第二庁舎などの新設や人口増・経済活動の拡大に伴う施設稼働が増加したほか、令和 2 年度において、新型コロナウイルス感染症対策による換気を伴う冷暖房機器などの使用が考えられます。

表3 平成28年度～令和2年度の温室効果ガスの排出量削減実績 単位：(t-CO<sub>2</sub>)

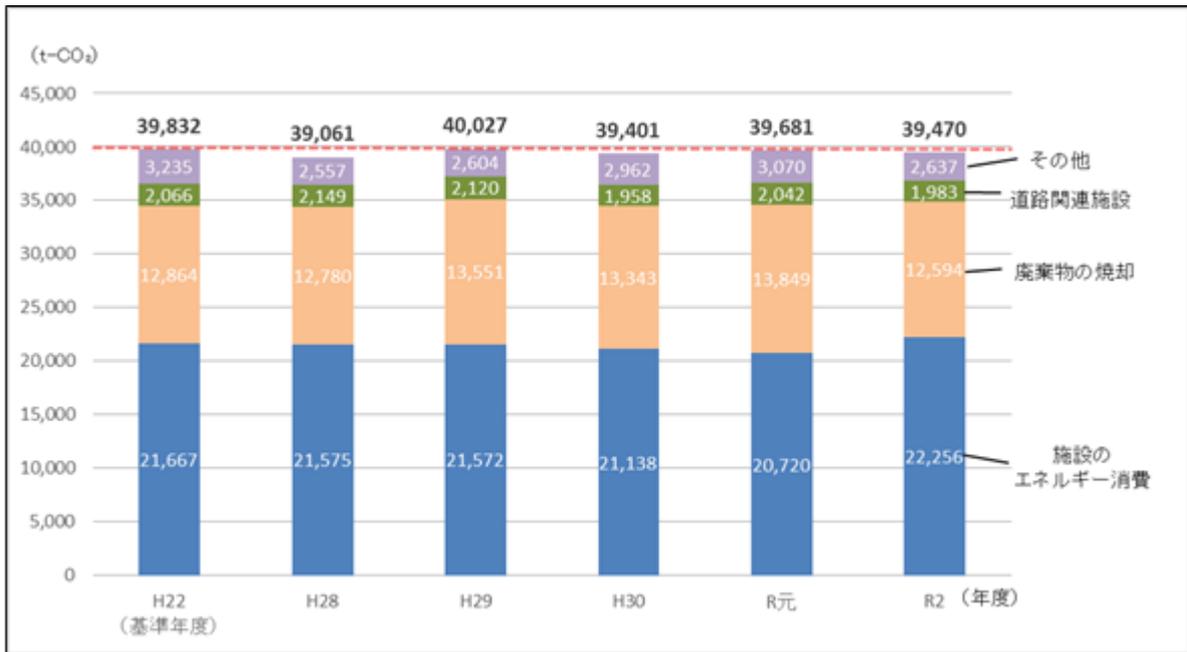
種別	基準年度 (H22年度) 排出量	平成28年度実績		平成29年度実績	
		排出量	削減率	排出量	削減率
施設のエネルギー消費	21,667	21,575	0.3%	21,572	0.4%
廃棄物の焼却	12,864	12,780	0.6%	13,551	5.3%
道路関連施設のエネルギー消費	2,066	2,149	4.0%	2,120	2.6%
下水の処理	1,275	1,377	8.0%	1,393	9.3%
家畜の飼養	872	673	23.8%	673	22.8%
廃棄物の埋立	682	122	82.1%	184	73.0%
自動車の使用	294	301	2.4%	298	1.4%
麻酔剤の使用	112	84	25.0%	56	50.0%
冷蔵庫の廃棄等	0	0	0.0%	0	0.0%
市の事務・事業全体	<b>39,832</b>	<b>39,061</b>	<b>1.9%</b>	<b>40,027</b>	<b>0.5%</b>

種別(再掲)	平成30年度実績		令和元年度実績		令和2年度実績	
	排出量	削減率	排出量	削減率	排出量	削減率
施設のエネルギー消費	21,138	2.5%	20,720	4.4%	22,256	2.7%
廃棄物の焼却	13,343	3.7%	13,849	7.6%	12,594	2.1%
道路関連施設のエネルギー消費	1,958	5.2%	2,042	1.2%	1,983	4.0%
下水の処理	1,362	6.8%	1,336	4.8%	1,238	2.9%
家畜の飼養	673	22.8%	888	1.8%	714	18.1%
廃棄物の埋立	573	16.0%	494	27.6%	420	38.4%
自動車の使用	298	1.4%	297	1.0%	209	28.9%
麻酔剤の使用	56	50.0%	55	51.0%	56	50.0%
冷蔵庫の廃棄等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市の事務・事業全体	<b>39,401</b>	<b>1.1%</b>	<b>39,681</b>	<b>0.4%</b>	<b>39,470</b>	<b>0.9%</b>

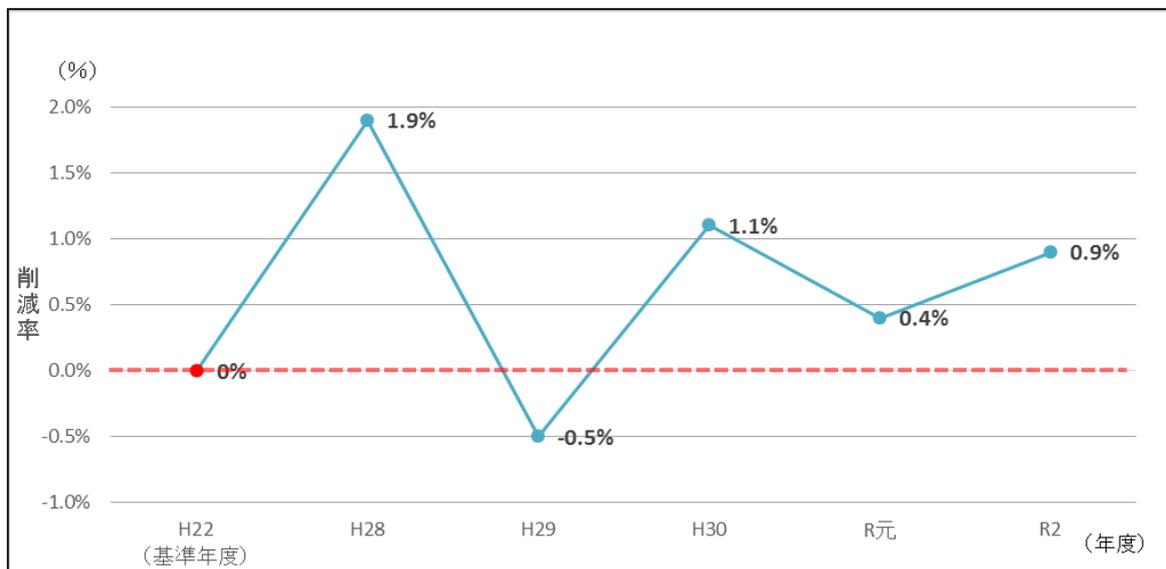
削減率は、基準年度(H22年度)排出量と比較

各年度の排出量は、平成22年度CO<sub>2</sub>排出係数を使用

グラフ1 平成28年度～令和2年度の温室効果ガス排出量実績



グラフ2 平成28年度～令和元年度の温室効果ガス排出量削減率実績



#### 4 令和3年度～令和7年度の削減目標

##### (1) 削減目標

市の事務事業全体の温室効果ガス排出量について、令和7年度までに、平成25年度比で23%削減することを目標とします。

なお、種別の「施設のエネルギー消費」、「廃棄物の焼却」以外については、職員の環境配慮行動による削減が難しいことから、排出量を平成25年度基準値以内に抑制することとしています。

##### (2) 削減目標設定の考え方

削減目標については、これまでの取組結果のほか、国では温室効果ガス排出量を令和12年度までに平成25年度比で46%削減という目標を掲げていることを踏まえ、令和7年度までの5年間において、平成25年度比で23%の削減とします。

表5 温室効果ガス排出量の削減目標

(単位:t-CO<sub>2</sub>)

種別	基準値 (平成25年度) 排出量	目標(令和7年度)	
		排出量	削減率
施設のエネルギー消費	41,545	30,572	23%
廃棄物の焼却			
道路関連施設のエネルギー消費	3,474	3,474	基準値以内
下水の処理	1,348	1,348	
家畜の飼養	768	768	
廃棄物の埋立	223	223	
自動車の使用	296	296	
麻酔剤の使用	56	56	
冷蔵庫の廃棄等	0	0	
市の事務・事業全体	47,710	36,737	23.0%

基準値(平成25年度)排出量の係数は、平成25年度CO<sub>2</sub>排出係数を使用

### 第3章 エネルギー消費量削減の状況と目標

#### 1 対象とするエネルギー

省エネルギーの対象は、施設の敷地内及び公用車両で使用する燃料（ガソリン、軽油、灯油、重油、天然ガス等）並びに他から供給をされた熱及び電気とします。

#### 2 エネルギー消費原単位及びエネルギー消費量の算定方法

施設のエネルギー消費に係る数値には、エネルギー消費量（原油換算した値）を「建物延床面積その他エネルギー消費量と密接な関係をもつ値」で除したエネルギー管理の指標である「エネルギー消費原単位」（以下「原単位」という。）を使用します。

また、道路関連施設や自動車の使用によるエネルギーは、消費量の単位が各々で異なるため、エネルギー消費量（kwh、m<sup>3</sup>、kℓ等）を原油換算（【kℓ】単位）にします。エネルギー消費量の単位は、原油換算キロリットル(kℓ)とし、原油換算係数等は、省エネ法に基づく年度ごとに定められた値とします。

なお、エネルギー消費原単位は、施設により異なるほか、必要により見直しを行います。（別表1・2）

$$\begin{aligned} \text{（例 エネルギー消費量（原油換算した値）} &\div \text{延床面積あたり} \\ &= \text{エネルギー消費原単位）} \end{aligned}$$

#### 3 平成28年度～令和2年度の削減状況

##### （1）エネルギー消費量の削減計画

前取組期間では、令和2年度までに市が管理する施設全体のエネルギー消費原単位を基準年度(平成22年度)比9.6%削減し、ロードヒーティングなど道路関連施設と緊急車両の運行などの自動車使用については、職員の環境配慮行動の取組が難しいことから、毎年度の消費量を基準年度実績以内に抑制する計画としています。

表1 エネルギー消費量の削減目標

種別	単位	平成22年度実績	削減目標
施設	エネルギー消費原単位 (基準年度比)	100.0%	9.6%
道路関連施設	エネルギー消費量 (原油換算)	1,225.0 kℓ	0.0 kℓ
自動車の使用		109.0 kℓ	0.0 kℓ

表2 年度別エネルギー消費量の削減目標率(基準年度比)

(単位:%)

種別	単位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
施設	エネルギー消費原単位	5.8	6.8	7.7	8.6	9.6
道路関連施設	エネルギー消費量 (原油換算)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自動車の使用		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(2) エネルギー消費量の削減実績及び評価

施設のエネルギー消費量については、全体でのエネルギー消費原単位を「令和2年度までに9.6%削減(22年度比)」とする目標を設定しています。

令和元年度の施設に係るエネルギー消費量は、市長部局と水道局において目標の8.6%削減を達成しており、また、市施設全体で10.2%の削減となっていることから、目標達成に向けて順調に推移しています。

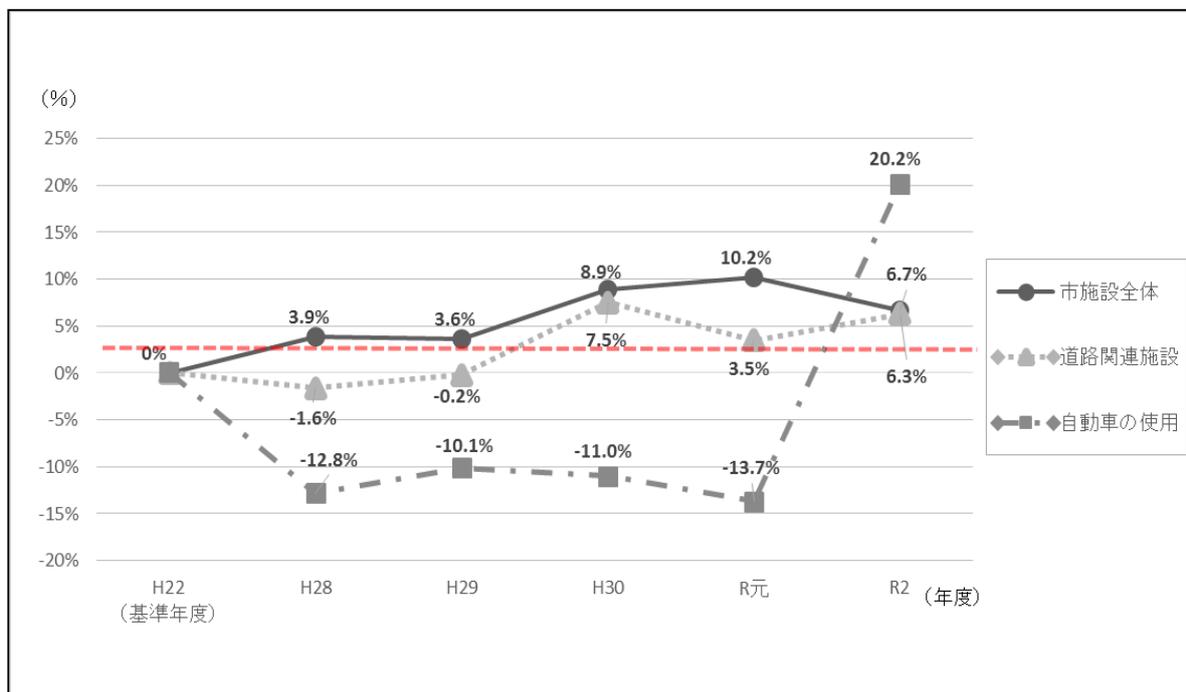
なお、エネルギー消費量(原油換算)については、施設及び道路関連施設では平成30年度以降目標を達成していますが、自動車の使用では消防の救急出動件数や道路管理パトロール等の業務増加などにより、基準年度(平成22年度)を超えている状況です。

表3 平成28年度～令和2年度のエネルギー消費量削減実績

種別	単位	基準年度 (22年度)	平成28年度実績		平成29年度実績		
			消費量	削減率	消費量	削減率	
施設	市長部局	エネルギー消費 原単位	100%	-	4.7%	-	7.0%
	水道局		100%	-	9.9%	-	9.6%
	教育委員会		100%	-	4.7%	-	4.0%
	市施設全体		100%	-	3.9%	-	3.6%
道路関連施設	エネルギー消費	1,225	1,224	1.6%	1,227	0.2%	
自動車の使用	量(原油換算:kℓ)	109	123	12.8%	120	10.1%	

種別(再掲)	平成30年度実績		令和元年度実績		令和2年度実績		
	消費量	削減率	消費量	削減率	消費量	削減率	
施設	市長部局	-	7.8%	-	10.0%	-	12.3%
	水道局	-	10.5%	-	13.5%	-	10.3%
	教育委員会	-	7.9%	-	7.3%	-	7.6%
市施設全体	-	8.9%	-	10.2%	-	6.7%	
道路関連施設	1,133	7.5%	1,183	3.5%	1,148	6.3%	
自動車の使用	121	11.0%	124	13.7%	87	20.2%	

グラフ 平成 28 年度～令和 2 年度のエネルギー消費量削減率実績



「市施設全体」は、エネルギー消費原単位による削減率

#### 4 令和3年度～令和7年度の削減目標

##### (1) 削減目標

市が管理する各部局（市長部局、水道局、教育委員会）の施設で消費するエネルギー消費原単位について、令和7年度までに、令和元年度比で6%削減することを目標とします。

なお、道路関連施設及び自動車の使用については、職員の環境配慮行動による削減が難しいことから、エネルギー消費量（原油換算）を令和元年度実績値以内に抑制することとしています。

##### (2) 削減目標設定の考え方

削減目標については、これまでの取組結果のほか、省エネ法により、施設ではエネルギー消費原単位で年平均1%以上の削減を目標とするよう求められていることから、令和7年度までに令和元年度の実績値と比較して6%削減とします。

##### (3) 対象施設

削減目標の対象施設は、エネルギー消費量が年間1kℓ(原油換算)以上で職員が運用管理する施設とします。また、年間60kℓ(原油換算)以上となる施設については重点的に取り組む施設とします（別表1及び別表2参照）。

表4 年度別のエネルギー消費量の削減目標率(令和元年度比) (単位:%)

種別	単位	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
施設	エネルギー消費原単位	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0
道路関連施設 自動車の使用	エネルギー消費量 (原油換算)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

## 第4章 目標達成に向けた取組

削減目標を達成するため、次の項目に取り組みます。

### 1 行動による取組

電力や燃料などのエネルギー、水資源の消費削減及び廃棄物発生抑制等のため、「職員等環境配慮行動ガイドライン」等に基づく取組を推進します。

電気の需要の平準化に努めます。

事務用品等は、「千歳市役所グリーン購入基本方針」により、環境に配慮した物品の優先購入（グリーン購入）を推進します。

エコ通勤やエコドライブを推進します。

### 2 設備の運用管理による取組

省エネのための設備運用マニュアルとなる「管理標準」を作成し、施設ごとに設備のきめ細かな運転管理を推進します。（第5章参照）

### 3 公共建築物の整備による取組

施設の新設、改築、設備の改修においては、「公共建築物の整備における環境配慮ガイドライン」等により、施設の高断熱化や省エネルギー型設備の導入等の環境配慮の取組を推進します。

### 4 その他関連する取組

温室効果ガス排出及びエネルギー消費削減の取組について施設利用者等に理解と協力を促します。

## 第5章 管理標準

省エネ法第5条に基づく「判断の基準」により、各施設の設備を効率的に運転及び管理するためのマニュアルである「管理標準」を作成し、エネルギー管理を徹底します。

### 1 管理標準の作成

施設のエネルギー管理担当者（施設を管理する課の推進員。以下「推進員」という。）は、施設ごとに管理標準を作成します。作成に当たっては、経済産業省が告示した「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」を参考にし、エネルギー消費設備の運転管理、計測・記録、保守・点検、新設時の措置について、管理のための設定値や測定頻度等を規定します。

### 2 管理標準の実行

推進員は、管理標準に従って機器・設備の運転及び必要な計測・記録等を行います。また、目標達成に向け、施設内の職員等に周知が必要な事項について、施設内での掲示や回覧、イントラネット掲示板等により周知します。

### 3 管理標準の見直し

推進員は、管理標準の内容を年1回以上精査し、機器の更新等があったときは内容を確認の上改訂します。

## 第6章 組織体制と進行管理

### 1 組織体制

組織体制は、千歳市役所環境マネジメントシステム「エコアクション」運用要綱に規定します。

### 2 進行管理

進行管理は、千歳市役所環境マネジメントシステム「エコアクション」により行います。また、目標の達成状況等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

### 3 推進状況の公表

推進状況は、市ホームページや「千歳市環境白書」などで市民に公表します。

別表1 重点施設

	施設	原単位	施設管理課
市長部局等	本庁舎・第2庁舎	延床面積あたり	(総務部)総務課
	防災学習交流センター	〃	防災学習交流施設
	葬斎場	火葬件数あたり	市民生活課
	環境センター	延床+処分場面積あたり	廃棄物管理課
	在宅福祉総合センター	延床面積あたり	高齢者支援課
	祝梅在宅福祉センター	〃	高齢者支援課
	子育て総合支援センター	〃	子育て総合支援センター
	総合福祉センター	〃	健康づくり課
	グリーンベルト地下駐車場	〃	都市整備課
	温水プール	利用者数あたり	スポーツ振興課
	開基記念総合武道館	〃	スポーツ振興課
	スポーツセンター	〃	スポーツ振興課
	市民病院	〃	(市民病院事務局)施設課
	消防総合庁舎	〃	(消防本部)総務課
	公設地方卸売市場	使用面積あたり	公設卸売市場
道の駅	営業日数あたり	観光課	
水道局	浄化センター	流入量あたり	下水道整備課
	スラッジセンター	圧送汚泥量あたり	下水道整備課
	浄水場	取水量あたり	水道整備課
教育委員会	千歳小学校	延床面積あたり	企画総務課
	北進小中学校	〃	企画総務課
	北栄小学校	〃	企画総務課
	末広小学校	〃	企画総務課
	緑小学校	〃	企画総務課
	千歳第二小学校	〃	企画総務課
	日の出小学校	〃	企画総務課
	信濃小学校	〃	企画総務課
	高台小学校	〃	企画総務課
	祝梅小学校	〃	企画総務課
桜木小学校	〃	企画総務課	

	施設	原単位	施設管理課
教育 委員 会	向陽台小学校	延床面積あたり	企画総務課
	北陽小学校	〃	企画総務課
	泉沢小学校	〃	企画総務課
	千歳中学校	〃	企画総務課
	青葉中学校	〃	企画総務課
	富丘中学校	〃	企画総務課
	北斗中学校	〃	企画総務課
	向陽台中学校	〃	企画総務課
	勇舞中学校	〃	企画総務課
	学校給食センター	〃	学校給食センター
	市立図書館	〃	文化施設課
	市民文化センター	〃	文化施設課
	市民ギャラリー		文化施設課

重点施設とは、施設単位の建物等におけるエネルギー消費量が原油換算で、年間 60 kℓ 以上の施設をいう。

別表2 エネルギー消費量が年1kℓ(原油換算)以上で職員が運用管理する施設

	施設	原単位	施設管理課
市 長 部 局 等	向陽台支所	延床面積あたり	向陽台支所
	農民研修センター	〃	東部支所
	支笏湖市民センター	〃	支笏湖支所
	北コミュニティセンター	〃	市民生活課
	中心街コミュニティセンター		
	北新コミュニティセンター		
	鉄東コミュニティセンター		
	中央コミュニティセンター		
	富丘コミュニティセンター		
	北信濃コミュニティセンター		
	北桜コミュニティセンター		
	祝梅コミュニティセンター		
	泉沢向陽台コミュニティセンター		
	東雲会館		
	末広会館		
	労働会館		
	花園コミュニティセンター		
	蘭越生活館	〃	福祉課
	しあわせサポートセンター	〃	救急医療課
	休日夜間急病センター	〃	救急医療課
	中央保育所	開設時間あたり	こども政策課
	東千歳保育所		
	駒里保育所		
	認定こども園ひまわり	〃	認定こども園ひまわり
	せいりゅう児童館	〃	子育て総合支援センター
	ひので児童館		
いずみさわ児童館			
しなの児童館			

	施設	原単位	施設管理課
市 長 部 局 等	ほくおう児童館	開設時間あたり	子育て総合支援センター
	しゅくばい児童館		
	ほくよう児童館		
	北新子育て支援センター	延床面積あたり	
	美笛キャンプ場	開設時間あたり	観光課
	ポロピナイ休憩所		
	支笏湖ヒメマスふ化場	稚魚放流数あたり	観光課
	市営牧場	延床 + 敷地面積あたり	農業振興課
	南 21 号排水機場	運転時間あたり	農村整備課
	南 18 号排水機場		
	長都排水機場		
	千歳アルカディアプラザ	延床面積あたり	企業振興課
	向陽台水泳プール	延床面積あたり	スポーツ振興課
	北斗水泳プール		
	駒里水泳プール		
	信濃水泳プール		
	青葉水泳プール		
	東水泳プール		
	日の出水泳プール		
	末広水泳プール		
	北栄水泳プール		
	北陽水泳プール		
	ふれあいセンター		
	青空公園スケート場		
	市民スキー場		
	車両センター	延床面積あたり	道路管理課
	泉郷診療所	"	(市民病院事務局) 施設課
支笏湖診療所			

	施設	原単位	施設管理課
市長部局等	消防署富丘出張所	延床面積あたり	富丘出張所
	消防署向陽台出張所	〃	向陽台出張所
	消防署西出張所	〃	西出張所
	消防署支笏湖温泉出張所	〃	支笏湖温泉出張所
	消防署祝梅出張所	〃	祝梅出張所
水道局	水道局庁舎	〃	経営管理課
教育委員会	駒里小中学校	〃	企画総務課
	支笏湖小学校		
	東小学校		
	東千歳中学校		
	埋蔵文化財センター	延床面積×時間あたり	埋蔵文化財センター
	上長都文化財収蔵施設		
	市民ギャラリー	延床面積あたり	文化施設課
	公民館長都分館		
	千歳公民館		
	青少年会館		

「向陽台水泳プール」「北斗水泳プール」「駒里水泳プール」「信濃水泳プール」「青葉水泳プール」「東水泳プール」「日の出水泳プール」「末広水泳プール」「北栄水泳プール」「北陽水泳プール」について、施設自体は教育委員会の所管となりますが、使用エネルギーの予算管理はスポーツ振興課が行うことから市長部局等の所管施設とみなします。

# エコアクションプラン

令和3年度～令和7年度

策 定 令和3年6月